

大松山運動公園の管理運営に係る民間活力導入可能性調査業務委託仕様書

本仕様書は、下野市が発注する大松山運動公園の管理運営に係る民間活力導入可能性調査業務を受託する者の業務について、必要な事項を定める。

1 委託業務名

大松山運動公園の管理運営に係る民間活力導入可能性調査業務委託

2 委託業務の目的

本業務は、大松山運動公園のプール跡地等利活用の検討にあたり、民間活力導入可能性調査を実施し、新機能等の導入施設の設計・整備から、同敷地内の陸上競技場や石橋体育センター等を含めた公園全体の管理運営までの一体的なPFI的手法導入につなげ、民間運営による管理運営費用の抑制、運動公園としての利便性向上及び公園の一層の活性化を図ることを検討する。加えて、商店街の衰退など空洞を化するJR石橋駅西側周辺の賑わい創出するなど、公園周辺の地域への波及効果や、グリムの館や石橋複合施設など公共施設との相乗効果を図っていくことを目的として検討を行う。

3 委託期間

契約締結日から令和5年3月20日（月）まで

4 委託業務内容

(1) 基礎調査業務

①前提条件の整理及び先行事例調査

本事業に関連する上位関連計画から本事業の位置付け、本事業に関連する各種統計データ等を整理する。

民間活力導入による大松山運動公園の魅力向上や管理運営の効率化を図るため、本事業と同種・類似の事例、官民連携による整備を行った事例等について、先行事例の調査を行う。

②対象施設の維持管理・運営内容の整理

大松山運動公園内の公園施設の概況（施設概要、利用状況、管理運営コスト、利用料金収入等）及び維持管理・運営内容を整理する。

③導入機能・規模の検討

導入の可能性がある施設について、前項の先行事例調査等を踏まえ、導入可能な機能・規模を整理する。

④事業全体の官民連携スキームの検討

ア) 官民役割分担の検討

本事業で提供する公共サービス等の内容を踏まえ、適切な官民役割分担及び民間活力導入の対象範囲について検討する。

イ) リスク分担案の検討

業務内容、官民役割分担を踏まえ、民間活力の導入による事業化を前提とした、リスク分担案を検討する。

ウ) 事業スキームの検討

事業化を図るために最適な事業スキーム（施設所有・事業期間等）を検討する。

⑤民間事業者意向調査

本事業への参画が想定される民間事業者に対して、前項までに検討した事業スキーム等に関する意向調査を行うことで、民間事業者の参画可能性、創意工夫の可能性、事業採算性、事業スケジュール等、事業化検討にあたっての課題を整理する。

⑥VFMの算定

前項までの検討結果を踏まえ、本事業を従来型で実施する場合（PSC）と民間活力を導入して実施する場合（PPP-LCC）を比較し、VFMを算定する。

⑦官民連携事業の事業化に向けた課題の整理

次年度以降の事業実施にあたっての課題や事業スケジュール等の検討を行う。

⑧報告書の作成

前項までの検討結果を踏まえ、報告書としてとりまとめを行う。

(2) 庁内検討委員会等の運営支援

次の会議等について、会議資料及び議事録等の作成による運営支援を行う。

	庁内検討委員会	下野市スポーツ推進審議会 (外部委員会)
開催回数	2回程度	2回程度

(3) 周辺住民・商工会の意見把握

市民意見を調査するため、過年度に実施したアンケート調査結果、ワークショップ等を集計・分析し市民意向を把握する。

(4) 報告書の作成

前項までの検討結果を踏まえ、報告書のとりまとめを行う。

(5) 打合せ協議

打合せ協議は、着手時（1回）、中間時（2回）、完了時（1回）実施することとし、打合せ協議後は、速やかに議事録を作成し、提出する。

5 成果品及び納期限

(1) 成果品 調査報告書 A4版

確認用簡易印刷版5部、電子媒体1部

納期限 令和5年3月20日（月）

(2) 成果品 概要版 A3版

確認用簡易印刷版5部、電子媒体1部

納期限 令和5年3月20日（月）

6 業務実施上の条件

(1) 検討に必要な資料は貸与する。

(2) 外部委員会開催時の委員報酬及び開催に要する経費は下野市が負担する。

(3) 外部委員会、議会、公表対応等において、受託者は下野市の指示に従い、必要に応じて支援を行う。

7 業務完了報告書の提出

受託者は、事業完了後速やかに「業務完了報告書」を作成し、下野市に提出するものとする。

8 委託料の支払

委託料の支払は、原則として業務完了検査後、精算払とする。

9 その他

この仕様書に定めのない事項及び疑義がある場合は、双方の協議のうえ定めるものとする。

この仕様書に定めのない事項であっても、委託者が必要と認める簡易な指示事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

成果品として納入されるものの著作権は、全て下野市に帰属するものとする。